

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業給付の一部を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日午後6時頃、会社A（以下「会社」という。）での就業を終えて徒歩で帰宅途中、交差点において右側から自動車にぶつけられ転倒し、右半身を負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、B病院に搬送され「右上腕挫傷、右臀部・大腿挫傷、腰部捻挫、右足関節挫傷」と診断され休業していたが、同月〇日から勤務を再開し、C整形外科に転医した。

その後、請求人は、同年〇月〇日から再び休業を始め、「右足関節挫傷、頸椎捻挫、腰椎捻挫」の傷病名により、監督署長に同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間（以下「請求期間」という。）の休業給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人は休業の必要性は認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けで、監督署長が不支給決定した休業給付のうち、勤務終了後に通院した日を除く通院日については、これを取り消し、その余を棄却したので、監督署長は改めてこの決定に基づき処分を行ったところ、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだ

ものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の傷病に対する休業給付について、平成〇年〇月〇日以降通院日のみ支給し、その他の各日については支給しないとした処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は「頚椎捻挫、腰椎捻挫、右足関節挫傷」の傷病名により請求期間に係る休業給付を請求しているものであるが、請求人の頚椎捻挫に関しては、受傷直後から診療録に一切記録がなく、C整形外科において、負傷後3か月を経過した平成〇年〇月〇日になって初めて頚椎に関する記述が認められるところであり、本件事故によって生じた傷病とは考えられないとするD医師の意見を、当審査会も妥当であると判断する。

また、主治医であるE医師も頚椎椎間板ヘルニアが認められるも、本件事故との因果関係については不明としていることに鑑みれば、頚椎捻挫と本件事故との相当因果関係は認められないと判断する。なお、腰椎捻挫及び右足関節挫傷については、D医師が意見書において、F医師は平成〇年〇月〇日より就業可能と考えられるとしていること、平成〇年〇月〇日には復職していることから、平成〇年〇月以降再び休業を要するほどの状態に悪化しているとみることはできないと述べていることを踏まえると、請求期間の全てに休業給付の支給は認められないものであるが、主治医が治療上の目的から通院の指示をした日のみ当該給付の支給要件を満たすとした監督署長の処分は妥当と判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業給付の一部を支

給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。